

第8期（令和3～5年度）茅ヶ崎市所得段階別介護保険料

所得段階	収入額等の区分	算定式	保険料額 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者で、市町村民税世帯非課税の方 ・ 生活保護受給の方 ・ 中国残留邦人支援給付受給の方 ・ 市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額（※1）が80万円以下の方 	基準額×0.3	17,928円
第2段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.45	26,892円
第3段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額が120万円を超える方	基準額×0.7	41,832円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定所得金額が80万円以下の方 (世帯に市町村民税課税者あり)	基準額×0.8	47,808円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定所得金額が80万円を超える方 (世帯に市町村民税課税者あり)	基準額×1.0	59,760円
第6段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	68,724円
第7段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	74,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	89,640円
第9段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.6	95,616円
第10段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.85	110,556円
第11段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が800万円以上の方	基準額×2.1	125,496円

※1 基準判定所得金額

市町村民税が非課税の方（第1段階～第5段階）

「合計所得金額（※2）」－「長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額（※3）」

－「年金収入に係る所得」＋「年金収入額」

合計所得金額に給与所得が含まれ所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除して得た額（0円を下回る場合は、0円とする）、所得金額調整控除の適用がない場合は、給与所得の額から10万円を控除して得た額（0円を下回る場合は、0円とする）

市町村民税が課税の方（第6段階～第11段階）

「合計所得金額（※2）」－「長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額（※3）」

合計所得金額に給与所得又は公的年金等所得が含まれる場合は、給与所得及び公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額（0円を下回る場合は、0円とする）

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額

※3 長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額

土地等の売却により生じる譲渡所得に適用する租税特別措置法上の特別控除額